

日本学術振興会特別研究員－PD

令和5年度（2023年度）採用分募集要項

1. 趣旨

優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことです。

このため、独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、博士の学位取得者で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員・PD」に採用し、研究奨励金を支給します。

本募集は、採用後、我が国の大学等研究機関（「7. 受入研究機関」①～④参照）において研究に従事する者を対象とします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用区分・採用予定数

350名程度

※ 採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請資格

申請資格は、以下のとおりです。この申請資格を満たしている必要があります。また、特別研究員に採用されたことがある者（以下「特別研究員採用経験者」という。）は、「5. 特別研究員採用経験者の申請資格」も満たす必要があります。

① 学位取得

令和5年（2023年）4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（平成30年（2018年）4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでも良い。）。

② 受入研究機関等の選定（「7. 受入研究機関」参照）

学位取得後間もない若手研究者が全く環境の異なる状況において、ある期間流動性を持ち、自由な発想と幅広い視野を身に付けながら独創的な研究者として成長していくことは、特に新しい学問や学際領域の開拓には極めて有効かつ緊要であるため、特別研究員・PDは、博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲を持って研究を遂行することを求めています。そのため、以下の条件を満たすことを申請資格とします。

【条件】

受入研究機関については、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない）の所属大学等研究機関（以下「出身研究機関」という。）以外の研究機関を選定すること（以下「研究機関移動」という。）。なお、研究機関移動後の受入研究者については、出身研究機関の学籍上の研究指導者を選定することはできません。

※同一大学内での他キャンパスへの移動は、研究機関移動の要件を満たしません。

※出身研究機関とは、博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関です。

PD申請資格審査のガイドライン及び過去の申請資格審査状況については、本会ホームページにて公開しておりますので、必ずご一読ください。

- ・申請資格審査状況ホームページURL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa.html

(研究機関移動に関する特例措置について)

出身研究機関を受入研究機関に選定する者は、特別研究員等審査会において以下のやむを得ない事由のいずれかに該当すると判定された場合のみ、研究機関移動に関する特例措置を認めます。(特例措置が認められない場合は不採用となります。)

- ・身体の障害、出産・育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい場合
- ・研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

特例措置を希望する者は、特例措置希望理由書を提出する状況(例：出身研究機関と受入研究機関が同じである等)を明確にしたうえで、研究環境を変更できない事由を研究機関の選定理由と関連づけて説明してください。(「10. 申請手続」(3)提出書類 申請書(エ)特例措置希望理由書」を参照)

0. 申請手続 (3) 提出書類 申請書(エ) 特例措置希望理由書」を参照)

なお、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関(外国の研究機関を含む。)においても研究を行うことができるので、特定の研究機器、技術等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とすることは、原則認められません。また、採用当初から受入研究機関以外の研究機関で研究を予定している場合は受入研究機関及び受入研究者へ相談の上実施してください。

③ 国籍

申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

5. 特別研究員採用経験者の申請資格

特別研究員採用経験者は、再度申請することはできません。

ただし、特別研究員-DC1又は特別研究員-DC2採用経験者(特別研究員-DC1又は特別研究員-DC2に申請し、採用時又は採用期間中に特別研究員-PDに資格変更した者を含む。)は特別研究員-PDに申請することができます(過去に特別研究員-PD又は特別研究員-SPDに採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員-DC2に採用されたことがある場合を除きます。)

また、海外特別研究員及び特別研究員-RPD(出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ)については、趣旨が異なることから、海外特別研究員及び特別研究員-RPD採用経験者が、この募集要項の特別研究員-PDに、再度申請することを妨げません。

なお、令和4年度(2022年度)特別研究員-PD又は特別研究員-RPD採用内定者(※)については、申請時までに辞退手続をしている場合を除き、令和5年度(2023年度)採用分に申請することはできません。

※令和4年度(2022年度)特別研究員-PD又は特別研究員-RPD採用内定者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により特別研究員の資格要件を満たさない場合に、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和4年度(2022年度)採用分特別研究員-DC、PD、RPDの資格要件に係る特例取扱いについて(通知)」(令和3年9月27日付け学振養第106号)に基づき、特例取扱いを受けることとなった採用内定者を含む。

- ・上記通知 URL <https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/tokureitsuchi.pdf>

6. 採用期間

令和5年(2023年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの3年間

7. 受入研究機関

受入研究者が在籍する研究機関(複数の機関に籍を置く研究者の場合は、その研究者が本来籍を置く機関)を受入研究機関とします。受入研究機関として申請できるのは、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校

④ 文部科学大臣が指定する機関

(ア) 受入研究機関は、研究遂行上の理由等により、原則として年1回を上限として変更することができます（ただし、出身研究機関への変更は不可。）。

(イ) 研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関（外国の研究機関を含む。）においても研究を行うことができます。採用当初から受入研究機関以外の研究機関で研究を予定している場合は受入研究機関及び受入研究者へ相談の上実施してください。なお、海外渡航については「18. 海外における研究活動の奨励」を参照してください。

8. 研究奨励金

令和5年度（2023年度）の支給予定額は以下のとおりです。なお、研究奨励金の額については変更することがあります。

月額 362,000円

9. 研究費

特別研究員は、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の助成を受けることが可能です。当該研究費の助成を受けるためには、別途、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）に応募する必要があります。本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度150万円以内の研究費（直接経費）が交付され、併せて間接経費（※）も措置される予定です。詳細は、令和5年（2023年）1月中旬頃公開予定の「令和5（2023）年度科学研究費助成事業—科研費— 募集要領 特別研究員奨励費（特別研究員）」を参照してください。

※ 間接経費とは、研究計画の実施に伴う受入研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、受入研究機関が使用するものです。

10. 申請手続（P.10 参考 「申請手続の概要」を参照）【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

特別研究員の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（申請書の郵送による提出は受け付けません。）詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

・電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/index.html>

申請書の作成にあたっては、必ず「令和5年度（2023年度）採用分特別研究員申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

・作成要領 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sin.html

・操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関（以下「申請機関」という。）

申請手続は、受入研究機関を通じて行ってください。

(2) 電子申請システムによる手続

申請者は、予め申請機関を通じてID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。

(3) 提出書類【紙媒体による申請は受理しません】

・申請書（PD用）申請書は次の4つから構成されます。

(ア) 申請書情報（使用言語：日本語）

学歴・研究課題等を記載したもの。電子申請システムに情報を入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（使用言語：日本語又は英語）

研究計画、研究遂行力の自己分析等を記載したもの。本会ホームページ又は電子申請システムからダウンロードして所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

また、申請内容ファイルのPDF化及びアップロードは以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。なお、推奨手順によらない方法でPDF化した場合は申請書が正常に出力されないことがありますのでご注意ください。

・推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_torikomi.pdf

[留意事項]

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置についても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(ウ) 評価書（使用言語：日本語又は英語）

2名の評価者が作成するもの。電子申請システムをとおして、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。なお、申請者は評価書の内容を確認することはできません。

評価書1：採用後の受入研究者

評価書2：申請者の研究を良く理解している研究者

(エ) 特例措置希望理由書（該当者のみ）

受入研究機関について、**特例措置を希望する者のみ電子申請システムに入力してください。**

(4) 申請書類の提出方法

申請書類は申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

1.1. 本会の申請受付期限

【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に申請機関へご確認ください。

【申請機関】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。

なお、申請機関の提出（送信）をもって、申請者が特別研究員に採用された場合、申請者が申請機関で研究に従事することを申請機関が承諾したものとみなします。

・提出（送信）期限：令和4年（2022年）6月2日（木）17:00【厳守】

※上記の期限後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間には十分余裕を持って提出（送信）してください。

1.2. 選考及び結果の開示

(1) 選考

各申請について、申請者が選択した審査区分に基づいて、本会の特別研究員等審査会の審査委員（6名）が二段階にわたり書面による審査を実施する「二段階の書面審査」方式により選考を行います。

なお、令和5年度（2023年度）採用分特別研究員から審査方式を変更していますので、詳細については、本会「特別研究員」ホームページ上の「選考方法」の項目を確認してください。

・特別研究員ホームページ選考方法 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

[審査方針]

特別研究員・PD

- ① 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ② 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ③ 博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。
- ④ やむを得ない事由がある場合を除き、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない）の所属大学等研究機関（出身研究機関）を受入研究機関に選定する者、及び大学院博士課程在学当時の学籍上の研究指導者を受入研究者に選定する者は採用しない。

(2) 選考結果の開示

- ① 選考結果は、申請者及び申請機関に対し、電子申請システムにより開示します。結果を開示した際には、本会「特別研究員」のホームページにて、その旨を公表します。
 - ・特別研究員ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>
 - ※選考に関する個別の問い合わせには、応じません。
- ② 令和4年（2022年）10月上旬頃までに、第一次採用内定者、第二次採用内定候補者、不採用者を開示します。
- ③ 令和5年（2023年）1月上旬頃までに、第二次採用内定候補者について、第二次採用内定者、補欠者、不採用者を開示する予定です。
- ④ 令和5年（2023年）2月下旬頃までに、補欠者について、採用内定者、不採用者を開示する予定です。
- ⑤ 不採用者及びその申請機関には、該当する審査区分における不採用者のうちのおおよその順位を開示します。また、不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価についても開示します。

1.3. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の登録は認められません。
- (2) 申請書類の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
また、申請書記載事項については採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め所属機関に確認し、正確に記入してください。
- (3) 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- (4) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用開始時に遡って特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。
- (5) 審査結果は令和5年度（2023年度）採用分にも有効です。

1.4. 特別研究員、受入研究者及び受入研究機関の義務等

- (1) 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき、採用期間中、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理する必要があります。また、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。なお、研究を継続できないことが明らかなきや、研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないときは、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。
- (2) 特別研究員は、原則として特別研究員以外の身分を持つことはできません。
- (3) 特別研究員が、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。
- (4) 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。国内外の大学・大学院等へ学生として入学する場合は、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。

- (5) 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。(出産・育児に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。)
- (6) 特別研究員に採用された者は、上記(5)の義務に加え、毎年度末及び採用期間終了時に研究の進捗状況等についての評価が実施される場合があるため、その時は必要書類を提出しなければなりません。なお、本会が必要と認めた場合は、口頭発表・状況報告等を求めることがあります。
- (7) 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為、研究費の不正使用等、特別研究員としてふさわしくない行為があった場合には、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了するとともに支給済みの研究奨励金の返還要求を行うことがあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。
詳細については本会ホームページ内「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定め
ます。
・遵守事項および諸手続の手引 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html
※毎年度改定されるため、採用時のものとは異なります。
- (8) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員の受入に責任をもち、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続時に提出することとしています。
- (9) 受入研究者及び受入研究機関は、機関内規則等に基づき、特別研究員・PD に対し、必要な権限や形式的な身分を付与するなどにより、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境(情報システム、メールアドレス)等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備してください。
- (10) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき必要な指導を行ってください。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をしてください。
- (11) 特別研究員・PD は、特別研究員奨励費以外の科学研究費助成事業(以下、「科研費」という。)の一部研究種目への応募が可能です。受入研究機関は、特別研究員・PD から、応募可能な科研費の研究種目への応募希望があった場合は、「科研費応募資格」を付与することとしています(「17. 採用内定後に必要な手続等について」を参照)。

15. 研究倫理教育の受講等について

特別研究員採用手続書類提出前までに、研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]、APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)等)のいずれかの通読・履修をすること、又は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。

16. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏えいへの対処)

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特別研究員は、外為法をはじめとする、国の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して受入研究機関が定める規則等を遵守してください。

関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了するとともに支給済の研究奨励金の返還要求を行うことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の二つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められています。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

1.7. 採用内定後に必要な手続等について

(1) 採用内定後の資格確認等について

採用内定後に必要な諸手続については、令和5年（2023年）1月中旬頃、採用内定者に通知します。

採用内定後の諸手続において、提出期日までに学位取得証明書等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認が出来ないため、採用されません。また、提出書類による確認を行った結果、採用時に申請資格を満たしていない場合も採用されません。

[学位取得証明書について]

海外の大学において、学位の取得日が令和5年（2023年）4月2日以降となる場合であっても、令和5年（2023年）4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位を授与する大学が証明した文書を指定の期日までに提出することにより、学位取得証明書の提出は学位取得証明書が交付されるまで猶予されます。

[永住許可証明書について]

外国人の場合のみ（「4. 申請資格 ③」を参照。）在留カードの写しなど、永住許可年月日が申請時以前であることが確認できる証明書類を提出してください。

(2) 研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について

採用期間中に、本会が受給を認めていない資金を受けていることが確認された場合には、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了するとともに支給済みの研究奨励金の返還要求を行うことがあります。詳細については本会ホームページ内「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

(3) 研究奨励金の課税について

特別研究員に支給される研究奨励金は、税法上給与所得とみなされ課税の対象とされています。

(4) 他の研究費の受給について

特別研究員・PD は、特別研究員奨励費以外の科研費の一部研究種目への応募や、本会以外から助成される研究費を受給すること、又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることが可能です。

これらの研究費を受給するためには、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定める所定の要件を満たす必要があるため、必要な手続や詳細については、本会ホームページ内の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」や「科研費公募要領」を参照してください。

・科学研究費助成事業ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(5) 報酬の受給について

採用期間中、労働等により報酬を受給することができますが、特別研究員制度の趣旨を踏まえ、一定の要件が設けられています。詳細については本会ホームページ内「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

(6) 関連情報について

過去数年の申請状況等を本会「特別研究員」のホームページで公開しています。

18. 海外における研究活動の奨励

世界レベルの研究を推進していく上で海外における研究経験は極めて重要であり、優れた研究者養成の観点から若手研究者の海外における研究活動を積極的に推進することが望まれます。

このようなことから、採用期間中に海外の研究機関等において研究活動（フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む。）を積極的に行うことを奨励します。ただし、渡航期間は採用期間の2/3以内とします。※ 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。

19. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。その他、採用後の研究遂行のための海外渡航情報を本会の海外研究連絡センターに情報提供する場合があります。

なお、特別研究員に採用された場合、申請者登録名、審査区分、研究課題名、受入研究機関、所属、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されます。

20. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や特別研究員制度の充実等を図るため、特別研究員採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を特別研究員採用の条件とするので、ご承知おきください。

なお、本調査や特別研究員制度の検討のため、採用終了後であっても連絡をすることがありますので、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

21. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

電話：03-3263-5070（ダイヤルイン）

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00

E-mail：yousei2@jsps.go.jp

特別研究員ホームページ：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

申請に関するQ&A：https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本会「特別研究員」のホームページ内「申請手続」の「募集要項(PD・DC2・DC1)」よりダウンロードしてください。

※電子申請システムの操作等に関するご相談は下記までご連絡願います。

電子申請システム コールセンター

電話：0120-556-739

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～17：30

海外特別研究員、特別研究員-RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ）、海外特別研究員-RRAの令和5年度（2023年度）採用分も募集しています。海外特別研究員、特別研究員-RPD及び海外特別研究員-RRAは、特別研究員-PDとの併願も可能です。（複数内定が出た場合でも、採用はいずれか一つの資格になります。）各事業とも、申請受付期限が本募集要項と異なり5月上旬～中旬となりますので、ご注意ください。

また、特別研究員-PDの新規採用者を対象に募集する特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）については、令和5年（2023年）2月頃、令和5年度（2023年度）採用分の募集要項を公開予定です。

詳細については、各事業の募集要項又は、本会ホームページをご参照ください。

<お知らせ>

日本学術振興会は、学術分野における男女共同参画推進の一環として、研究とライフイベントの両立などすべての研究者の多様なキャリアを応援する研究者向けウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）を運営しています。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を進めて参りますので、是非ご活用ください。

JSPS-CHEERS! <https://cheers.jsps.go.jp/>

(申請手続の概要)

- ① 【申請機関】 日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）を、郵送にて本会へ送付します。（既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。）
- ② 【本会】 申請機関にID・パスワードを発行し、電子メール及び郵送で送付します。
- ③ 【申請者】 申請機関へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関】 申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】 申請機関※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】 は、本会「特別研究員」ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>）の「申請手続」内「募集要項（PD・DC2・DC1）」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。（ID・パスワード不要）
- ⑦ 【申請者】 受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報（Web入力項目）を入力
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 （注）⑦～⑨の手続は、4月上旬に令和5年度（2023年度）採用分の申請書新規作成画面が公開されてから可能となります。
- ⑧ 【申請者】 評価書が提出済みの状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出（送信）します。
- ⑨ 【申請機関】 申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出（送信）します。

※印を付した業務の一部について、申請機関によっては申請機関の担当者ではなく部局担当者が行うことがあります。

<申請手続イメージ>

